

内部監査規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「当財団」という。）の有機認定業務規程第49条（内部監査の実施）に関する必要な事項を定めるものである。

(監査役の選任)

第2条 当財団理事長（以下「理事長」という。）は、監査役として、JAS法（認定の技術的基準、日本農林規格、その他関連告示等を含む）、ISO/IEC17065に関する十分な知識及び内部監査を行う知識を有する者を2名以上を選任し任命するものとする。

2 監査役の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 監査役は監査役以外の職員を監査の補助に当たらせることができる（監査補助職員という）。

4 監査役は認定の業務に従事する者と同等の守秘義務を負うものとする。

(監査役の権限)

第3条 監査役は、認定事務局に対し監査の実施に必要な書類の提出、内容の説明、その他必要な要求をすることができる。

2 認定事務局は正当な理由なく前項の要求を拒否したり、虚偽の書類を提出したり、または虚偽の説明をしてはならない。

(監査役の責務)

第4条 監査役は、監査の実施について公正な態度と適正な倫理をもって臨まなければならない。

2 監査役は、監査を行うことによって認定業務を著しく阻害することのないよう努めなければならない。

3 監査役及び監査役であった者は、監査上知り得た秘密を他に漏らし又は個人の利益に利用してはならない。

(監査の方法)

第5条 内部監査には、定例監査と臨時監査がある。

2 定例監査を年1回実施することとし、実施時期は当該事業年度終了後を目安とする。内部監査員は定例監査が支障なく実施されるように実施計画をあらかじめ策定する。実施計画には前回までの内部監査の結果の他に、農林水産省による調査及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる定期的調査等の結果も考慮して策定するものとする。

3 理事長または監査役が必要と判断した場合は、定例監査以外に必要なに応じて臨時監査を行うことができるものとする。

4 監査役は、監査を行うときは、監査期日前7日以上前に理事長に文書又は口頭で通知するものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。

5 内部監査は原則として業務時間中に行う。

6 監査役及び監査補助職員は、現金、有価証券の実査及び重要書類の閲覧を行うときは、

関係者の立会を得なければならない。

- 7 定例監査の範囲は当財団が行う認定業務の全てとする（ただし内部監査部門は除く）。
- 8 臨時監査の範囲は監査役が必要と認める範囲内とする。ただし監査中に平行監査が必要であると判断した場合は監査の範囲を拡大することができることとする。

（監査結果の報告）

第6条 監査役は監査が終了したらすみやかに監査報告書を認定事務局長及び理事長に提出するとともに必要に応じて関係者に説明を行うこととする。

2 監査報告書には以下の事項を記載する。

- （1）監査の対象
- （2）監査にあたった監査役及び補助を行った職員の氏名
- （3）監査日時、期間
- （4）監査意見（改善推奨事項を含む）
- （5）その他必要な事項

3 監査役は、監査の途中であっても次の場合には、直ちに理事長に報告しなければならない。

- （1）当財団又は認定事業者に極めて重大な損害を与えていることが判明したとき、又は与える恐れがあると判明したとき。
- （2）その他重大な瑕疵があつて緊急に措置を講じる必要があるとき。

（改善措置）

第7条 理事長は改善事項の指摘又は指示を受けた場合は、速やかに改善措置を講じて、その内容を監査役に報告しなければならない。

- 2 監査で不適合の指摘を受けた改善すべき事項の是正に関しては、不適合業務管理規程の手順を準用する。
- 3 監査役はその改善報告を受けて、改善が十分であるかどうかを評価しなくてはならない。

（規程の改訂）

第8条 本規程の改訂は、理事長が行う。

（補 則）

第9条 本規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

（附則）

1. 本規程は、平成18年3月10日より施行する。
2. 平成24年8月30日一部改訂（この一部改訂は平成24年9月9日より施行する）。
3. 平成25年9月8日一部改訂（この一部改訂は平成25年9月8日より施行する）。
4. 平成26年3月9日一部改訂（この一部改訂は平成26年3月9日より施行する）